

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月1日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

### 新潟県教育委員会規則第11号

新潟県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県奨学金貸与条例施行規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(借用証書)</p> <p><b>第7条</b> 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人及び保証人（奨学生が第2条第1項ただし書きの規定により保証人を立てることを免除されている場合は連帯保証人）と連署のうえ奨学金借用証書及び奨学金返還明細書（以下「<u>借用証書等</u>という。）を校長を経て直ちに提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業又は退学したとき。 (2) 奨学金の交付を廃止されたとき。 (3) 奨学金を辞退したとき。</p> <p><u>ただし、奨学生が卒業するときは、奨学金の最終交付日までに校長を経て提出しなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 教育委員会は、奨学生又は奨学生であつた者が借用証書等を提出しないときは、奨学生であつた者に借用証書等の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>4 教育委員会は前項により借用証書等の提出を求めた者が、教育委員会が指定した期間を経過してもなお借用証書等を提出しない場合は、奨学金の全額について一括返還を求めることができる。</u></p>	<p>(借用証書)</p> <p><b>第7条</b> 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、連帯保証人及び保証人（奨学生が第2条第1項ただし書きの規定により保証人を立てることを免除されている場合は連帯保証人）と連署のうえ奨学金借用証書及び奨学金返還明細書を校長を経て直ちに提出しなければならない。</p> <p>(1) 卒業又は退学したとき。 (2) 奨学金の交付を廃止されたとき。 (3) 奨学金を辞退したとき。</p> <p>2 (略)</p>

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟県奨学金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行前に奨学生又は奨学生であつた者について適用する。